

川越市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条第1項の規定に基づき、川越市次世代育成支援対策行動計画の推進を図るため、川越市次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討を行うとともに、川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に意見を提案することができる。

- (1) 川越市次世代育成支援対策行動計画（以下「計画」という。）の実施状況及び課題に関すること。
- (2) その他計画の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、25名以内をもって組織し、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17年 3月 2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20年 6月 3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25年 4月 1日から施行する。

別表（第3条）

川越市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

所 属 等
保育園入所児童保護者
幼稚園入園児童保護者
学童保育室入室児童保護者
川越子育てサークル（3団体）
あけぼの・ひかり幼稚園保護者
川越私立保育園協会
川越地区私立幼稚園協会
川越市家庭保育室連絡協議会
認可外保育施設
川越商工会議所（事業主）
連合埼玉川越地域協議会
公立保育園園長会
公立保育園保育士
その他市長が必要と認める者